

環境保全と観光振興のジレンマ

—屋久島を事例として—

深見 聡*

In this research, we examined what needs to be regarded in order to establish the eco-tourism, which aims to preserve the environment in the world national heritage sites, using the example of Yakushima Island.

The reason for starting this research is the fact that the legislature of Yakushima town unanimously voted down the bill of “regulation on protection and usage of natural tourism resources in Yakushima town.” Every time we think about this situation through mass media and field study, I realize the necessity to face the dilemma of environmental protection and tourism promotion in order to establish the eco-tourism which aims for the purpose of world natural heritage and to preserve the environment.

In other words, many people agree that restricting the access will lead to a decrease in burdens on the environment, but when the loss, such as decrease of tourists, is presented in number many people are concerned about the effect on the local economy. And these are completely opposite theories.

It is suspected that the reason for this is related to the fact that the true meaning and the role of world natural heritage and eco-tourism are not widely shared by the local community. Since eco-tourism developed in Yakushima Island is subjecting the world natural heritage site based on the registration and certification system of guides as occupation, the system design, which reflect the opinion of the guides if it necessitates some sort of argument, is required. In the meantime, what we cannot forget as a premise is that among the 4 element that makes up the tourism including eco-tourism (local residents, tourists, tourism resources, and tourism capital) local residents are the ones who put on the effort to preserve the nature and culture in the attractive condition as tourism resources for people who visit.

Tourism in Yakushima Island is already the biggest scale of industry, and the access restriction is expected to cause at least a small decrease in sales at one point. However, can we say that the current condition is sustainable? Even if the burden on nature is increasing gradually, it has the danger of aggravating rapidly after it started to be apparent. As long as the eco-tourism is advocated and world natural heritage site is being the subject of tourism, there is a necessity to deeply discuss the way of tourism promotion based on this philosophy.

キーワード：エコツーリズム, 世界自然遺産, 屋久島, 環境保全, 合意形成

*長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科准教授

I. はじめに

2011年6月29日、ユネスコは東京都の小笠原諸島を世界自然遺産に登録した¹。先行して登録されている鹿児島県の屋久島と青森県・秋田県の白神山地（ともに1993年登録）、北海道の知床（2005年登録）に次ぐ、国内4番目の世界自然遺産の誕生は、テレビなど報道によって大きく取り上げられた。その論調は、少なからず観光客の増加を予測するもので占められていたように思われる²。

世界遺産登録は、地域にとっての「諸刃の剣」であるという指摘がなされて久しい（鈴木, 2010a; 真板・高梨, 2011）。本来、世界遺産の制度は、人類の共通財産として「顕著な普遍的価値」をもつ自然や文化を登録し、保護や保全をすすめるものであり、観光振興を目的にはしていないからである。しかし、実態は「世界遺産」がブランド力のある観光資源として喧伝されており、世界遺産制度の役割がどこにあるのか、改めて問い直す動きもみられる。

たとえば、国内の世界文化遺産のなかでも、とくに岐阜県・富山県の白川郷・五箇山の合掌造り集落（1995年登録）、和歌山県の紀伊山地の霊場と参詣道（熊野古道, 2004年登録）の観光客の増加は、地域住民の日常生活に支障をきたすほどになっている点は周知のとおりである³。それに対して、観光客のモラル向上を図る取り組みや、私有地などへの立ち入り制限といった対応がとられるケースも生じるようになった。さらに、人間活動の負荷は、生活環境にとどまらず周辺の自然環境にも波及していくのではないかと危惧が高まっている。

世界自然遺産においても、立ち入り人数の制限やトイレの有料化、環境教育プログラムの提供といった対策が議論されている。国内第1号の世界自然遺産である屋久島（図1）では、微生物による分解をおこなう土壌処理型トイレや携帯トイレブスの設置、電気自動車の普及による二酸化炭素の削減など、環境保全につながる具体策に取り組みつつある。

さらに、近年では、観光客の入山規制の実施に向けた動きに注目が集まっている。屋久島の入り込み客数は、1970年代半ばから1980年代半ばまでは10万人台前半で推移していたが、世界遺産登録後は増加に転じ、2007年度には40万人を上回った。そのなかでも観光客の人気を集める縄文杉は、2010年度には約9万人、ピーク時には1日1,000人超が訪れるなど、過度な人びとの集中は根元の踏みつけといった生育への悪影響が懸念される事態となっている⁴。

これをうけて、屋久島町は2012年3月の施行を目指して町議会に「屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例」の制定に関する議案を2011年6月14日に提出した⁵。このなかで、町は縄文杉への立ち入りを1日あたり420人とした場合の影響を、昨年実績にくらべ年間約9千人の立ち入り数と約2億3千万円の宿泊関連売り上げの減少が見込まれるとの試算を示した。それに対して、同月21日に開かれた議会特別委員会、同月23日の本会議はともに全会一致で否決し、2012年3月からの立ち入り制限の実施は事実上不可能となった。議会特別委員会副委員長は「自然環境を守るために観光客を制限する必要性は理解している

1 登録にむけた動きについては鈴木（2010a）に詳しい。

2 ただし小笠原の場合、本土からの公共交通機関は、東京港を結ぶ6日間に1往復のフェリーのみで片道約25時間を要する。そのため、他の3か所の世界自然遺産の状況に比べ観光客の増加は限定的であると考えられている。

3 たとえば白川郷のメインゾーンとして知られる人口約600人の白川村荻町地区には、世界遺産登録を契機に1日2万人の観光客が訪れることもあり、量的な増加もさることながらマナーの悪化（公開していない合掌造りの個人宅に無断で上がる、田畑や木々から作物を盗る、ごみのポイ捨てなど）という質的な課題も顕在化している。また、世界遺産登録により生じる事態は、地域住民の人間関係も観光客への考え方の相違から波紋が広がりがつつある（才津, 2009）。

4 2011年6月15日付の日本経済新聞による。

5 2008年4月に施行されたエコツーリズム推進法により、市町村が特定の自然観光資源を指定し、それらを損なう恐れのある行為に対して30万円以下の罰金に処する条例を設けることが可能になった。これをうけて本条例案では、自然観光資源として①縄文杉ルート（大株歩道）の自然植生、②永田浜のウミガメ、③西部地域の生態系と歴史的資源の3か所をあげ（表1、写真1～3）、ここへの立ち入りを町長の承認制として1人400円の手数料を徴収することとしている。

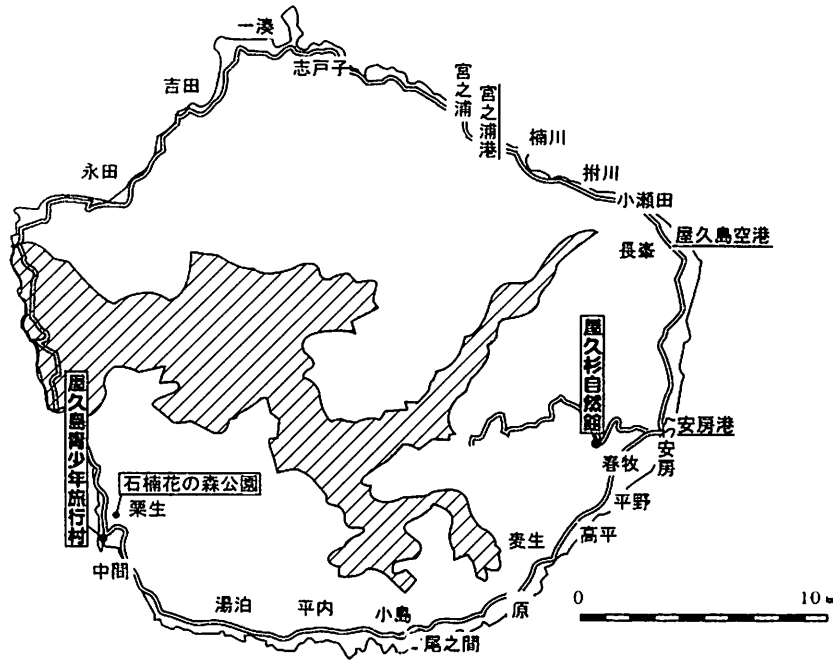


図1 屋久島の概観

斜線部分は世界遺産登録地域

表1. 屋久島における特定自然観光資源と利用調整案の概要

	大株歩道周辺の自然植生	永田浜のウミガメ	西部地域の生態系及び歴史的資源
区域	全指定区域	全指定区域	全指定区域
期間	3月11日～11月30日	5月1日～8月31日 (19:30～翌5:00)	通年
対象者 立入人数上限	すべての利用者 日帰り利用者350名 宿泊利用者80名	すべての利用者 5/1～14：立入を認めない。 5/15～31：80名。 8/1～31：120名	観光客、営業活動により利用するガイド
行為規制	・サルやシカ等の野生動物に餌を与えること。 ・飼養動物を連れていくこと。(盲導犬、介助犬、聴導犬を除く)	・懐中電灯等照明器具を使用すること。 ・カメラ等によりフラッシュ撮影をすること。	・サルやシカ等の野生動物に餌を与えること。 ・飼養動物を連れていくこと。(盲導犬、介助犬、聴導犬を除く) ・産業、生活遺跡に関するものを持ち去り。
その他		利用条件：永田浜ウミガメ保全協議会が開催する観察会等に参加する。	利用条件：ガイドは「西部地域利用ガイド」認定を受けた者に限る。 モニタリング：利用ガイド利用時のモニタリング調査を義務付け、年1回程度結果を分析して利用調整内容を見直す。

(株)メッツ研究所の公開資料 (<http://www.mets-ri.co.jp/image/h-21yaku.pdf>) をもとに筆者が作成。

が、観光産業にあまり影響を与えるべきではない」と述べるなど⁶、屋久島の基幹産業となっている観光業に対する影響への懸念が否決に至った最大の理由であることが示唆された。もちろん、このような制限は、エコツアーガイドといったサービスの質の向上を阻害しかねず、市場経済の規制につながると懸念する指

6 2011年6月22日付の西日本新聞による。

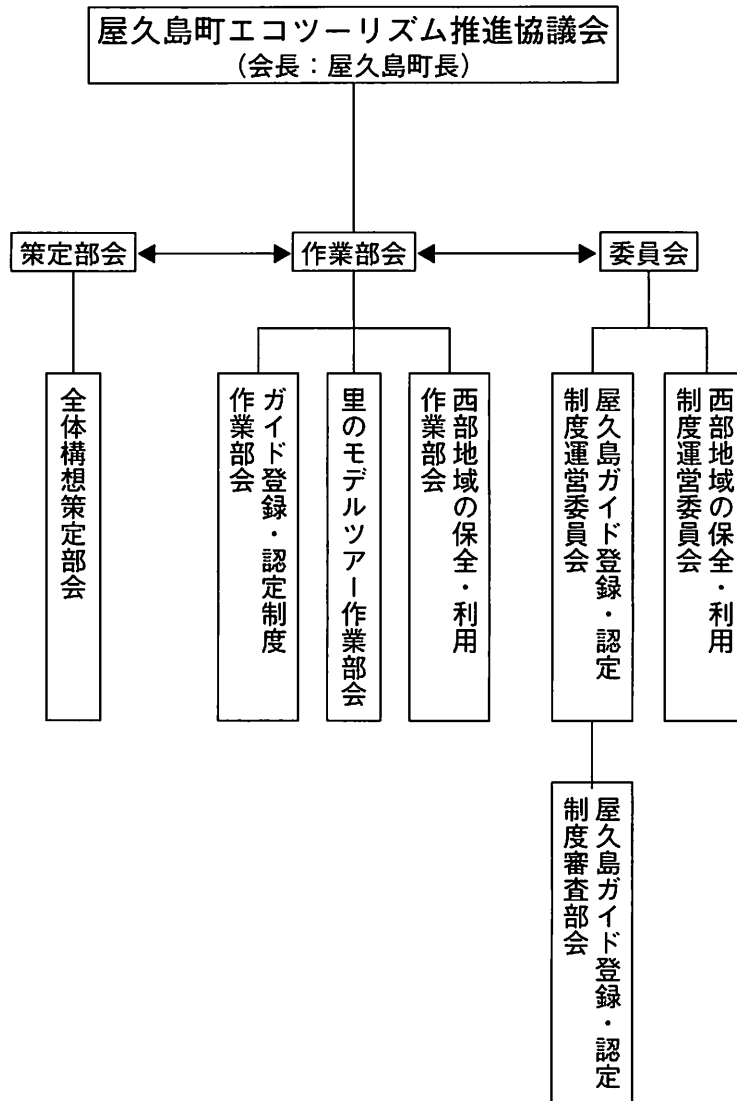


図2 屋久島町エコツーリズム推進協議会の体制
同協議会刊「屋久島町エコツーリズム推進全体構想（素案）」による。

摘もあり（萩野，2011），今後さらに議論を重ねていくべきだろう。

筆者は，かつて「エコツーリズムが日本でも徐々に浸透しつつある現在，むしろ自然環境との共生を考えながら観光をするには，屋久島は自然環境の認知度が高いだけに，…観光需要の質的向上も必然的にすすむ」と述べた（深見ほか，2003）。ところが，今日みられる状況は，上述のようにかえって事態の複雑化が進行しているというべきであり，改めて屋久島における観光振興と環境保全のジレンマに注目し考察を加える必要がある。

以上の問題意識に立って，本論文では屋久島を事例として，世界自然遺産と環境保全を指向するエコツーリズムの確立を図るには，どのような点に留意する必要があるのか論じていくことにする。

II. 屋久島におけるエコツーリズム

屋久島が行き先になっているに関係するパンフレットやインターネット等を見ると，そのツアーの商品名はほとんどが「エコツーリズム」と「世界自然遺産」とが一緒くたに用いられているのが実情である。

エコツアーをうたいながら、その理念にもとづいたものが大勢かという、残念ながらそうとは言い切れず、集客力の高い一種の商品ブランドとしての側面が優先されているかのような内容のものも散見される。

このような状況は、国内の他の世界自然遺産登録地でも同様である。とくに、環境保全と観光振興を両立させていくには、理念と現状とをつねに比較考察していきながら、環境負荷量といった相互の関係を注視していく必要がある。

1. エコツーリズムの理念と実際

表2は、屋久島および日本でのエコツーリズムに関する動向を整理したものである。

日本では1990年に環境庁の報告書『熱帯地域生態系保全に関する取組について』においてエコツーリズムが提唱されたことに端を発する。また、同年に環境庁による『国内エコツーリズム推進方策検討調査』で、国内4か所（知床・立山・奥日光・西表島）とともに屋久島も推進地区の1つに選定されている⁷。屋久島が日本においてエコツーリズムの「先進地」と呼ばれる所以である。

そもそもエコツーリズムとは、国連における「持続可能な開発」を念頭に、自然環境の活用と保全の両立を第一義的にとらえて、歴史や文化、それらを継承してきた人びととの交流といった具体的な環境教育的体験をとおして、地域経済の活性化と環境保全への取り組みの促進を目的としたものである（深見ほか、2003；清水、2005；敷田、2010）。

屋久島では、1990年代後半よりエコツアーガイドの増加が目立つようになり、2004年9月に鹿児島県や環境省など15の組織が結集して屋久島地区エコツーリズム推進協議会が置かれ、2009年8月にこれを再編した屋久島町エコツーリズム推進協議会が活動している⁸。



写真1. 縄文杉

ピーク時には1日千人を超える観光客が訪れる。2010年8月20日撮影



写真2. 永田浜

ウミガメ産卵の地として知られる。2005年にラムサール条約の登録湿地になった。2010年8月24日撮影



写真3. 西部地域の照葉樹林

2010年8月20日撮影

7 なお、海外におけるエコツーリズムの概念は、1982年に国際自然保護連合（IUCN）の第3回世界国立公園会議において、「自然保護の資金調達機能として有効」と確認されたのが始まりとされる（宮内、2003）。

8 2008年4月に施行されたエコツーリズム推進法は、第1章に目的として「自然環境の保全」「観光の振興」「環境教育」の推進が示されており、第5条において市町村が「エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、…エコツーリズムに関連する活動に参加する者並びに関係行政機関及び関係地方公共団体」によるエコツーリズム推進協議会を組織することができる、と定めている。協議会の役割として、エコツーリズム推進全体構想の作成が義務づけられている。屋久島町では、本法に則り、「自然環境資源」（動植物の生息地又は生育地その他の自然環境、ならびに自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源；第2条参照。）を、町長が「特定自然観光資源」（観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがある有形の自然観光資源であって、保護のための措置を講ずる必要があるもの；第8条参照。）に指定することで、損傷や廃棄物の放置などの行為に対して町が改善の指示を出すことができる。また、それらの状態悪化のおそれがある場合には、立ち入ろうとする者の人

表2. 屋久島内外におけるエコツーリズム等に関する動向

年	屋久島の動き	日本の動き
1989	・地域のイメージコンセプトとした「スーパーネイチャー屋久島」を掲げる『林地活用計画』策定(旧上屋久町)。	・「小笠原ホエール・ウォッチング協会」発足。
1990	・「国内エコツーリズム推進方策検討調査」で、国内5か所のうち1か所に選ばれる。	・環境庁がエコツーリズムを提唱(『熱帯地域生態系保全に関する取組について』報告書)。
1992	・自然と人との共生をうたった「屋久島環境文化村構想」発表(鹿児島県)。	・日本環境教育フォーラム清里ミーティング'92で、エコツーリズムの概念について議論。
1993	・「屋久島環境文化財団」設立 ・森林環境整備を推進するための協力金制度の導入(営林署)。 ・「屋久島憲章」制定(旧上屋久, 屋久両町)。 ・世界自然遺産に登録。	・JATA(日本旅行業協会)が「地球にやさしい旅人宣言」発表。
1994	・屋久島フォーラム'94 in TOKYOで「屋久島エコミュージアム構想」公表。 ・「屋久島山岳部利用対策協議会」発足。	・日本自然保護協会「エコツーリズム・ガイドライン」発表。 ・「OSAKA 観光宣言」(世界観光大臣会議)。
1995	・永田ウミガメ連絡協議会による有料のウミガメ観察会開始。	・JATA, エコツーリズムセミナー開催。 ・運輸省, 国内観光促進協議会エコツーリズムワーキング・グループを設置。
1996		・IUCN, 第2回東アジア国立公園保護地域会議開催。 ・「西表島エコツーリズム協議会」発足。
1997		・「エコツーリズム研究会レポート集」発行。
1998	・ガイド業の増加が目立ち始める。	・「JATA エコツーリズムハンドブック」出版。 ・日本エコツーリズム推進協議会設立。 ・「北海道エコツーリズム推進協議会準備会」発足。
1999	・屋久島エコガイド連絡協議会設立。	・「エコツーリズムの世紀へ」(エコツーリズム推進協議会)出版。
2000	・町道荒川線車両乗入れ規制(期間限定)開始。	
2002	・島内の関係機関が「屋久島エコツーリズムの推進のための指針及び提案等」作成。	・国際エコツーリズム年(国連)
2003	・「屋久島地区におけるエコツーリズム推進モデル事業」の実施(環境省)(~2007)。	・エコツーリズム推進会議開催(~2004)。
2004	・「屋久島地区エコツーリズム推進協議会」発足。	・環境省エコツーリズム推進事業開始。
2005	・地元有志中心の任意団体「屋久島まるごと保全協会(YOCA)」設立。 ・永田浜がラムサール条約湿地に登録。	
2006	・「屋久島ガイド登録制度」開始。	・観光立国推進基本法が成立(2007年施行)。
2007	・上屋久町・屋久町が合併し屋久島町誕生。	・エコツーリズム推進法が成立(2008年施行)。
2008	・「屋久島山岳部保全募金」を導入	・国土交通省に観光庁発足。
2009	・「永田浜ウミガメ観察ルール2009」策定。 ・山岳部で携帯トイレ導入開始。 ・「屋久島町エコツーリズム推進協議会」が発足。 ・「マイバック持参運動及びレジ袋有料化に関する協定」が締結。	・第1回全国エコツーリズム学生シンポジウム開催。 ・埼玉県飯能市がエコツーリズム推進法にもとづく全体構想認定第1号。
2010	・町道荒川線車両乗入れ規制(オンシーズン全期間)が開始。	

深見ほか(2003), 真板ほか編著(2011), 環境省屋久島世界遺産センターホームページ(<http://www.env.go.jp/park/kirishima/ywhcc/ecotour/ecotour.htm> 2011年8月29日閲覧)をもとに筆者が作成。

数を制限することを可能としている。屋久島では、条例案が可決され、「屋久島エコツーリズム推進全体構想(素案)」が国に認定されれば、町は脚注5にあげた3か所を「特定自然観光資源」に指定でき、国は認定を受けた町の広報など積極的に支援をおこなうなど、国や地方自治体、NPOなどの民間団体といった多様な主体によるエコツーリズムの協力関係が促進される見込みである。

当協議会は、屋久島のエコツーリズム推進のために、①ガイド登録・認定制度の立ち上げおよびその運営、②里地におけるツアープログラムの開発、③特定地域における保全・利用のルールづくりの3点を柱に取り組みを重ねている（図2）。

これらの活動は、エコツアーガイドの質的量的な確保がなされて初めて機能するものであり、ガイド登録・認定制度は少なくともそれに資すると考えられる。現在、職業として従事するガイドは約200名いるとされ、Iターン者やUターン者をはじめとする島民にとって貴重な雇用創出の機会となっており、環境保全との両立を図るエコツーリズムの展開は、屋久島の持続的な観光の振興を図るうえで中核をなすものである。

ガイドの存在は、屋久島を訪れる観光客にとって、エコツーリズムがもつ本来の理念を具体的にひも解いてくれるところに意味がある。現場において、自然環境への負荷や生活環境への侵入を可能な限り低減していけるかは、エコツアーガイドや観光客の環境への意識といったモラルにも負うところが多い。ガイドの登録・認定制度は、2005年10月に屋久島地区エコツーリズム推進協議会が「屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱」にもとづき開始しているが、制度設計などの面において慎重な議論の余地が残されており、今後の新たな登録・認定制度がどのようなものになるのか注視していきたい。自然環境を中心とする地域において、ガイドによる世界遺産登録地以外での照葉樹林の藪こぎ体験による森林の荒廃や、観光にかかわりの少ない住民の無関心、とくに永田浜で指摘される観光客のエコツーリズムの試みへの無関心といった現実がいまだに続いている状況を見たとき⁹、このような取り組みは喫緊に推進していくべきである。これに関連して、すでに宮内（2003）はつぎのような視点を提示している。

エコツーリズムは元来、環境を保全することや環境教育を目的とする側面が強いこと、自然に負荷をなるべくかけないという前提があるため、大規模な運営は難しいことなどから、経済効果は余り期待できない。エコツーリズムを導入すると、自然が守られ、観光業が発展し、経済効果が出てくるだろうと、一石二鳥も三鳥も期待をすると、期待をする分だけ落胆も大きいだらう。エコツーリズムは何でも効く地域振興の万能薬ではないのである。

むしろ怖いのは、エコツーリズムによる経済効果を追求する余り、地域の自然環境や地域社会に悪影響を与える危険性が高いことである。エコツーリズムを導入するときは、徹底した管理のもとで慎重に行う必要がある。その際には、……環境容量を設定し、容量設定の後でも、環境に負の影響の兆しを認められた場合には、当初設定した容量を直ちに縮小変更（下方修正）できるようにすべきであらう。

環境容量の設定は、観光客の増加と自然環境への影響という現象が数字として明示するにはなじみにくいため、実際に立ち入り制限の人数をおこなうならば試行錯誤がともなうのはやむを得ない面がある。負の影響が出てからではなく、影響の兆しを確認できれば柔軟に応じていかなければ、エコツーリズムの存在基盤にある自然観光資源はただちに損失の危機に直面する可能性があるからである。

2. 世界自然遺産の理念と実際

世界自然遺産について、日本では1992年に世界遺産条約に批准したことを契機に、認知度が高まっていった（市川、2008）。本条約にもとづき、人類の共通財産としての「顕著な普遍的価値」をもつ遺産を、ユネスコに置かれている世界遺産委員会が登録の可否について審議している。世界自然遺産の登録は、以

9 朝格吉楽図・浅野（2011）の指摘による。

下の4つの基準のうち1つ以上を満たす必要がある¹⁰。

- ①ひときわすぐれた自然美を備えた自然現地又は地域。
- ②生命進化の記録、現在進行中の地質学的な過程等で地球史の各種の段階を表す優れたもの。
- ③陸上、淡水、海洋の生態系の進化過程において、現在或いは現在進行中の生態学、生物学の過程を表す全てのもの。
- ④科学的視点から世界的に高い価値を持ち、絶滅の恐れのある種や多様な野生生物の生息地。

屋久島は、①③が基準を満たすとして登録されている。逆に言えば、基準を満たす自然環境の状態が保たれていなければ、「危機にさらされている世界遺産（危機遺産）」への登録や、さらには世界遺産リストからの削除という措置がとられることになる¹¹。また、そもそも世界遺産制度は、遺登録による保護が目的であり、登録をエコツーリズムなどの観光振興につなげることは掲げられていない。世界遺産に登録された地域は、あくまで知名度の向上した結果として大なり小なり観光客の増加が起こるのである（渡辺ほか、2008）。これに関して、屋久島や小笠原諸島を念頭において、鈴木晃志郎・鈴木亮（2009）は、世界自然遺産のもつ保護と、結果としての観光客の増加という現象に対して、以下のように述べている。

サステイナブル・ツーリズムを実現するには、予め当該地域が受容可能な観光客人数を決定し、観光がもたらす環境負荷を正確に把握し、観光客数を調整するための観光料金を掛け、継続的なモニタリングを行っていく必要がある。自然遺産地域が保全できるかどうかは、観光と調和的な関係を築けるかにかかっている。

厳しい入島制限を課することで逆にブランドイメージを高める、事前講習や外来種駆除のボランティアなどの参画プログラムを入山の条件にする、保護区域への立ち入りには貸衣装や貸し靴への履き替えを義務づけるなど、ツーリズムの視点を生かして提示できるアイデアは少なくない。環境保護・保全と適正利用のバランスの取れたあり方を考えるうえで、「観光に関わる者」たちも、積極的に関与・貢献していくことが必要ではないか。

実際に、世界遺産は観光振興を目的としていないものの、現実世界遺産に多くの観光客が訪れ、本来の保護の役割が果たしにくくなっているのは紛れもない事実である。また、開発途上国の雇用創出の効果に注目した、『世界遺産を守る持続可能な観光計画』が2001年にユネスコの世界遺産委員会により発表されている。

屋久島でも、副次的な結果としての観光客の増加を、むしろエコツーリズムの展開といった地域における経済活動にとどまらず、環境保全に対する関心喚起の機会としてとらえるといった意識の重点化とそれにとともなう諸種制度の設計が早急になされる必要がある¹²。むしろ世界自然遺産に登録されてしまったが

10 原文（英文）はユネスコ世界遺産センターホームページで閲覧できる（<http://whc.unesco.org/en/criteria/>）。本論文に掲載した日本語文は、鈴木（2010b）による。この4項目のうち、1つ以上を満たすことが登録の条件となっている。

11 たとえば、世界遺産第1号のガラパゴス諸島（エクアドル）は、観光客や移住による人口の増加により、2007年に危機遺産に登録されたことがある（その後、自然環境保護への改善が図られたとして2010年に危機遺産から削除されている。）。また、これまで世界遺産リストから削除されたものは、自然遺産はアラビアオリックスの保護区（オマーン、2007年）の1件、文化遺産はドレスデン・エルベ渓谷（ドイツ、2009年）の1件となっている。

12 その具体的な施策として、エコツーリズム推進法にもとづく【エコツーリズム推進全体構想】の認定と「特定自然観光資源」の指定といった枠組み整備は、屋久島の現状をみたとき、少なくとも社会実験としての試行の価値があるだろう。これに関連して、他のエコツアー地域と比べて屋久島の観光客数は小規模であるとか、立ち入り規制は市場機能を阻害するとかの指摘もなされているが、少なくともエコツーリズムの展開される地域の自然環境が置かれた状況や環境負荷への容量は個別に異なるため、数字

故に、保護はおろか劣化を招くというジレンマに陥ってしまいかねない。このことに関して、建井（2005）は以下のように指摘する。

遺産の保護と観光振興を「持続可能な観光」という観点から見た場合、両者の関係は個人の価値観という微妙なバランスの上に成り立っており、そのバランスがうまく調節されることによって両立が可能になる。両者をバランスよく両立させるためには、関係者の一部のみの価値観を反映させた決定にもとづいて運動を推進するのではなく、自然・文化遺産の管理者、行政、地域住民、観光業関係者、観光客などのすべての主体を協議に参加させ、合意形成を行い、それに基づいた運動を行うことが必要となる。

世界自然遺産登録地に多くの観光客が集中する屋久島の現状は、世界遺産の保護の視点からは明らかに負荷量が危惧される状態に陥っている。一方で観光振興という視点からは地域経済に一定量の波及効果が生じている。この両者のバランスをとることこそが、エコツーリズムが本来的にもつ仕組みといえる。世界自然遺産の保護を優先しすぎれば島の基幹産業への影響は必至であるし、観光客の需要を優先しすぎれば自然環境の劣化が生じ観光産業は一気に存亡の危機に直面することになる。まさしく屋久島は、その分岐点に立っているとといえるのではないだろうか。

Ⅲ. おわりに

本論文に着手しようと思った起点は、2011年6月に屋久島町議会が「屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例」案を全会一致で否決したことにある。報道や現地調査をとおしてこの状況について考えをめぐらせるたびに、改めて世界自然遺産の目的と環境保全を指向するエコツーリズムの確立をはかるためには、環境保全と観光振興という間のジレンマに正面から向き合う必要性を痛感することとなった。

すなわち、立ち入り制限は環境負荷の軽減につながるため、総論としては賛同する意見が多くても、観光客の減少や損失額の見込みを数字として突きつけられると地域経済への影響を懸念する声が大勢を占めるという各論反対の状態になるのである。

この理由は、世界自然遺産とエコツーリズムというものの本来的な意味や役割が広く地域で共有されていないことも関係があるのではと推察している。屋久島で展開されているエコツーリズムは、職業としてのガイドの登録・認定制度のもとに、世界遺産登録地域をおもな対象としていることから、これらについてたとえば何らかの議論が必要になったとすれば、まずはガイドの意見が反映される制度設計が求められる。同時に、前提として忘れてはならないのは、エコツーリズムを含む観光を成立させる4つの要素（地域住民・観光客・観光資源・観光資本）のうち、とりわけ地域の自然や文化が観光資源として訪れる者を惹きつける状態として代々保全に努めてきたのは地域住民である。

すでに屋久島の観光は島内最大の産業規模になっており、立ち入り制限による影響は一時の売り上げ減少は少なからず生じると考えられる。しかし、はたして現状は持続可能なものといえるだろうか。

自然環境への負荷量の増大は、徐々に進行したとしても現象として表出した後は急激な悪化をたどる危険をはらんだものであり、エコツーリズムを標榜し、世界自然遺産登録地域がおもな観光の対象となっている以上、その理念のもとに観光振興のあり方を熟議する必要がある。

の大小の比較はあまり意味をもたないと考えられる。そもそもエコツーリズムの理念が、スモール・ツーリズムを指向するものであり、自然環境の保護を図るための何らかの規制をおこなう余地は、エコツーリズム成立の前提として存在すると考えるのが適切といえる。

このように、環境保全と観光振興の両立を実効力あるものにしていくには、地道さが求められる一方で、早急な体制の構築を必要とする側面もある。地域住民はもちろん、エコツアーガイドをはじめとする多様な主体が一堂に会した協議にもとづく合意形成を得る過程を重視するべきである。屋久島では、エコツアーリズム推進法にもとづく枠組み構築が模索されており、今後の動向に注目し続けていきたい。

謝辞 本研究をすすめるにあたり、鹿児島県屋久島町商工観光課および環境政策課には、資料提供等で大変お世話になった。また、写真については長崎大学環境科学部4年生の山口明日香氏に提供していただいた。記して感謝申し上げる。

なお、本研究は、鹿児島国際大学附置地域総合研究所客員研究員2010年度配分研究費ならびに科学研究費・基盤研究（B）「正負の生態系サービス経済評価のための環境経済・倫理・法政策・生態学の融合研究」（研究代表者：吉田謙太郎）の一部を使用した。

参考文献

1. 市川聡（2008）、「世界遺産登録後の屋久島の課題とエコツアーリズムの現状」、『地球環境』13, pp.61-70.
2. 才津祐美子（2009）、「世界遺産「白川郷」にみる文化遺産化と観光資源化」, 神田孝治編著『観光の空間—視点とアプローチ—』ナカニシヤ出版, pp.201-210.
3. 敷田麻実（2010）、「生物資源とエコツアーリズム」, 『季刊環境研究』157, pp.81-90.
4. 清水苗穂子（2005）、「エコツアーリズムと教育—中国雲南省の事例—」, 『鈴鹿国際大学紀要 Campana』11, pp.107-120.
5. 鈴木晃志郎・鈴木亮（2008）、「世界遺産登録に向けた小笠原の自然環境の現状」, 『小笠原研究年報』32, pp.27-47.
6. 鈴木晃志郎（2010a）、「ポリテイクスとしての世界遺産」, 『観光科学研究』3, pp.57-69.
7. 鈴木晃志郎（2010b）、「世界遺産登録と観光」, 深見聡・井出明編著『観光とまちづくり—地域を活かす新しい視点—』古今書院, pp.73-96.
8. 建井順子（2005）、「世界遺産推進運動と持続可能な観光—三徳山の世界遺産推進運動に関する考察—」, 『TORCレポート』25（上）, pp.74-82.
9. 萩野誠（2011）、「屋久島縄文杉ルートの現状と観光としてのエコツアー」, 『経済学論集』76, pp.41-56.
10. 深見聡・坂田裕輔・柴崎茂光（2003）、「屋久島における滞在型エコツアーリズム—地域住民との連携を主軸とした確立可能性—」, 『島嶼研究』4, pp.41-55.
11. 真板昭夫・高梨洋一郎（2011）、「エコツアーリズム推進法と新たな展開」, 真板昭夫・石森秀三・海津ゆりえ編著『エコツアーリズムを学ぶ人のために』世界思想社, pp.309-318.
12. 真板昭夫・石森秀三・海津ゆりえ編著（2011）, 『エコツアーリズムを学ぶ人のために』世界思想社.
13. 宮内久光（2003）、「沖縄県におけるエコツアーリズムに関する基礎的研究」, 『人間科学』11, pp.83-121.
14. 渡辺悌二・海津ゆりえ・可知直毅・寺崎竜雄・野口健・吉田正人（2008）、「観光の視点からみた世界遺産」, 『地球環境』13(1), pp.123-132.
15. 朝格吉楽図・浅野敏久（2011）, 屋久島のエコツアーリズムをめぐる自然保護と観光利用の均衡, 『日本研究』24, pp.21-44.